

# 「女性活躍加速のための重点方針」の流れ

資料3－1

## 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定) ※2020年度末までの具体的な取組を記載

第5次男女共同  
参画基本計画

※2025年度末までの  
具体的な取組を記載

2015年度  
(平成27年度)

2016年度  
(平成28年度)

2017年度  
(平成29年度)

2018年度  
(平成30年度)

2019年度  
(平成31年度)

2020年度  
(平成32年度)

夏頃  
予算概算要求

夏頃  
予算概算要求

夏頃  
予算概算要求

夏頃  
予算概算要求

夏頃  
予算概算要求

夏頃  
予算概算要求

【6月下旬】  
重点方針  
2015策定

2016年度予算  
概算要求へ反映  
2015年度予算の執行(年度内)や  
法令改正、運用等により実施

【6月下旬】  
重点方針  
2016策定

予算関連施策を  
実施  
2017年度予算  
概算要求へ反映  
2016年度予算の執行(年度内)や  
法令改正、運用等により実施

【6月下旬】  
重点方針  
2017策定

予算関連施策を  
実施  
2018年度予算  
概算要求へ反映  
2017年度予算の執行(年度内)や  
法令改正、運用等により実施

【6月下旬】  
重点方針  
2018策定

予算関連施策を  
実施  
2019年度予算  
概算要求へ反映  
2018年度予算の執行(年度内)や  
法令改正、運用等により実施

6月(予定)  
重点方針  
2019策定

予算関連施策を  
実施  
2020年度  
予算概算  
要求へ反映  
2019年度予算の執行(年度内)や  
法令改正、運用等により実施

- ・2018年度の施策の実施結果
- ・2019年度政府予算の状況  
を踏まえ検討

男女共同参画基本計画の政策領域目標、成果目標の達成

# 「重点方針2019」の策定に向けた今後のスケジュールについて 資料3－2

## 4月8日 第57回男女共同参画会議

- ・重点方針2019の策定方針の提示

重点方針専門調査会  
において議論

(4月16日、第18回)  
(4月24日、第19回)  
(5月下旬、第20回)

女性に対する暴力  
に関する専門調査会  
において議論

(4月22日、第100回)  
(5月中旬、第101回)

## 5月下旬 第58回男女共同参画会議

- ・重点方針2019（案）の取りまとめ

## 6月上旬 第8回すべての女性が輝く社会づくり本部

- ・重点方針2019の決定

# 女性活躍加速のための重点方針2019策定に向けて

---

平成31年4月8日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）  
女性活躍担当大臣

片山 さつき

# 女性活躍加速のための重点方針2019策定に向けた今後の進め方

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月 閣議決定）

毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。

## 今後の進め方

4月8日 男女共同参画会議（重点方針2019の策定方針の提示）

4～5月 重点方針専門調査会  
女性に対する暴力に関する専門調査会

5月下旬 男女共同参画会議（重点方針2019（案）の取りまとめ）

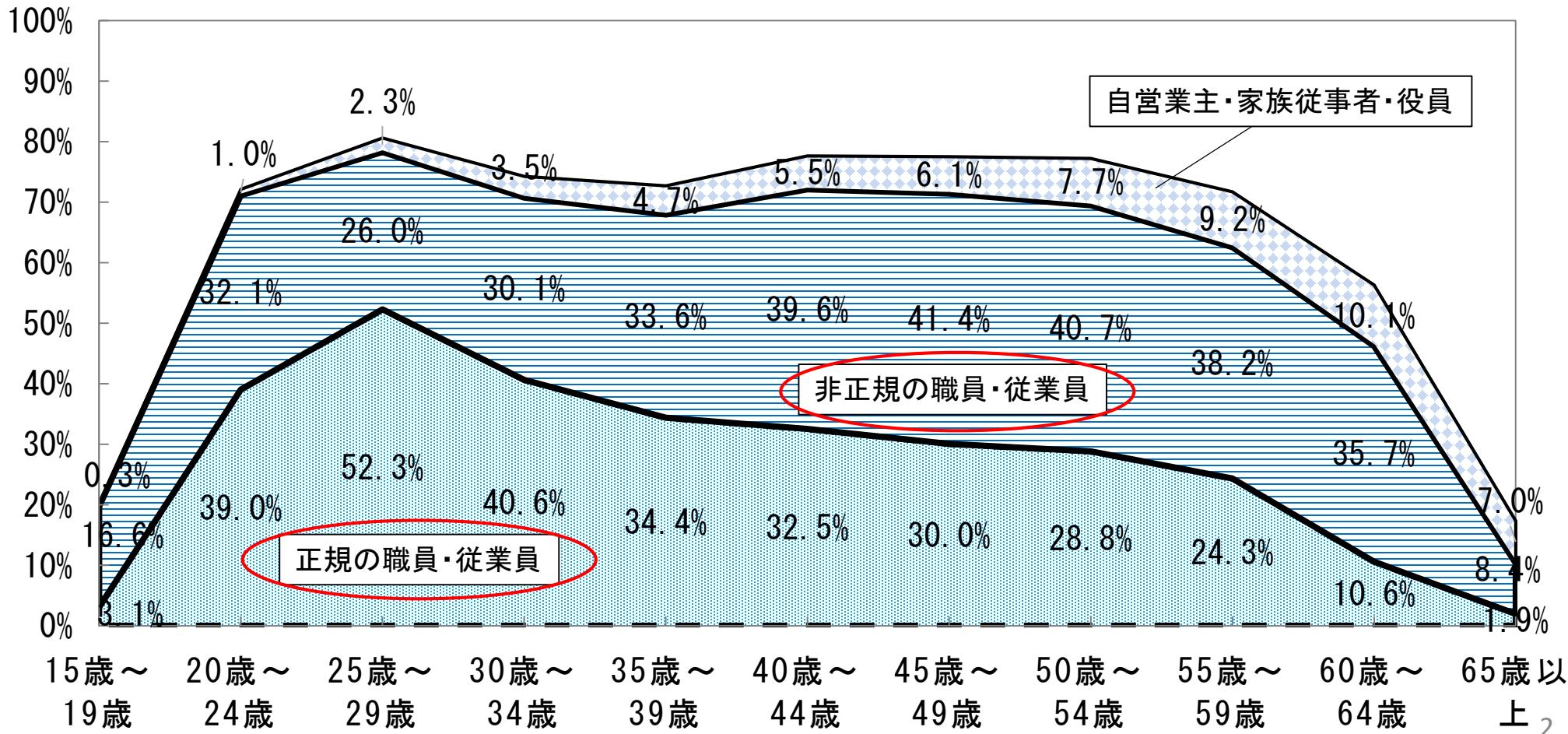
6月上旬 すべての女性が輝く社会づくり本部（重点方針2019の決定）

人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択ができる社会を目指す。

## 生涯を通じた女性の社会参画の現状①

正社員としての就業は25～29歳をピークに減少。  
25～29歳以降は、非正規の比率が高まる。

[女性の年齢階級別・就業形態別就業率]



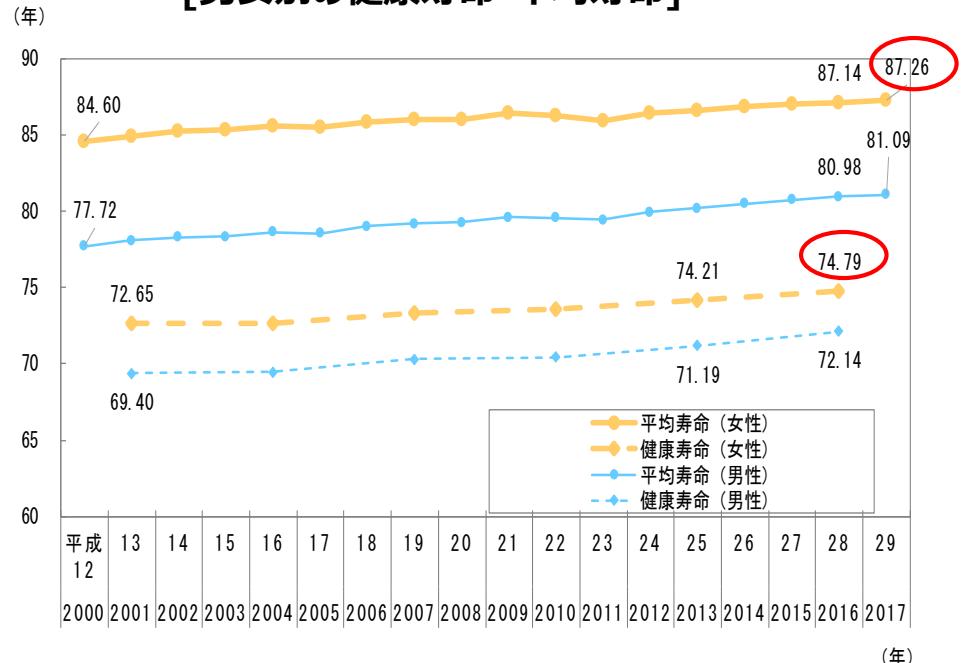
人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択ができる社会を目指す。

## 生涯を通じた女性の社会参画の現状②

生涯を通じた社会参画への意欲は強い。

健康寿命も年々延伸し、直近では女性は74歳後半まで到達。

### [男女別の健康寿命・平均寿命]

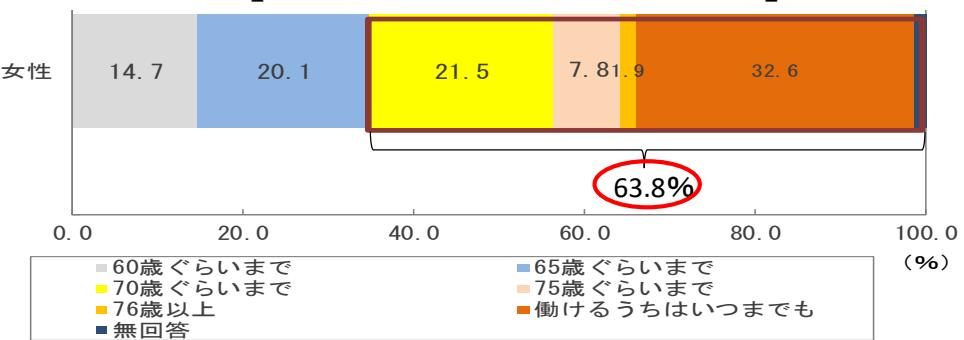


(備考)

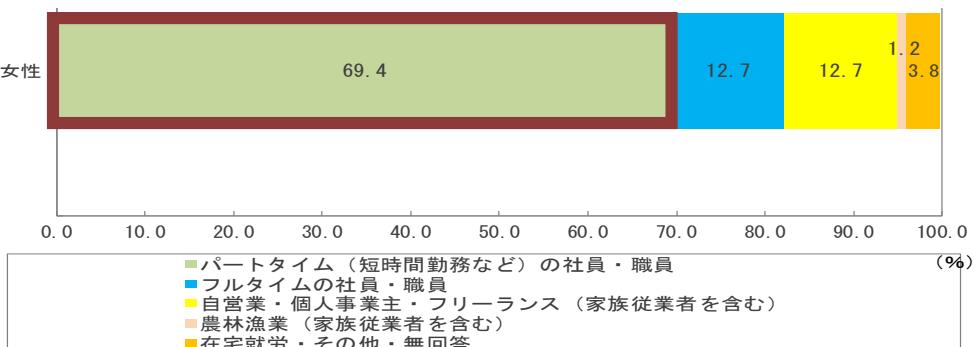
1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」により作成。健康寿命は、厚生労働科学研究資料より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間の平均。

70歳を超えて働きたいとする60歳以上の女性は約3人に2人。希望する働き方としては、パートタイムが7割程度。

### [60歳以上女性の就業希望年齢]



### [希望する就労形態]

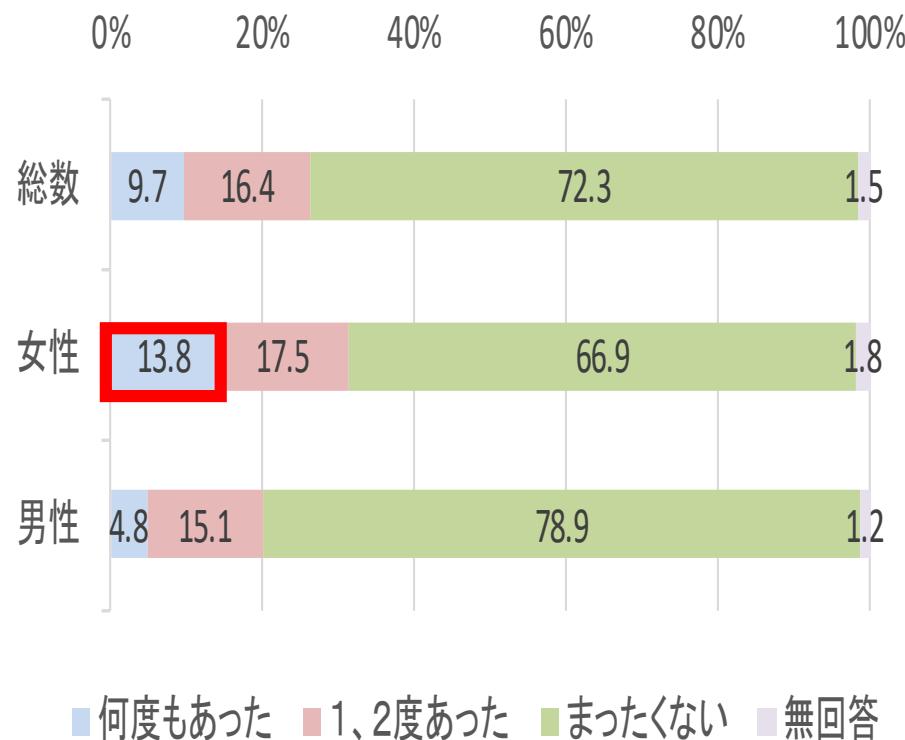


女性が抱える問題を直視し、困難な状況の解消、安全・安心な社会の構築に取り組む。

## 女性に対する暴力、相談件数等に関する現状

約7人に1人の女性が、配偶者からの暴力を何度も経験している。

### 「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあると答えた割合

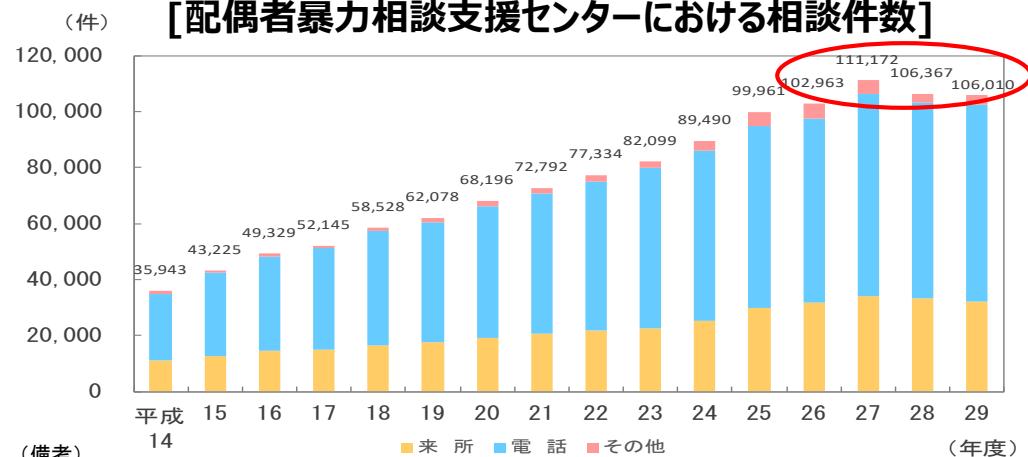


(備考)配偶者：婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)を含む。

(出典)内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

配偶者暴力支援センターへの相談件数は高止まり傾向。DV等被害者を支援する民間シェルター等の民間団体に対する財政援助は、全体で2億円程度。

### [配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数]



(備考)各年度末現在の値。

(出典)内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等により作成。

### [地方公共団体の民間シェルター等に対する財政的援助の状況]



(出典)内閣府男女共同参画局「DV等の被害者のための民間シェルターの現状について」、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会(第1回)資料6より作成。

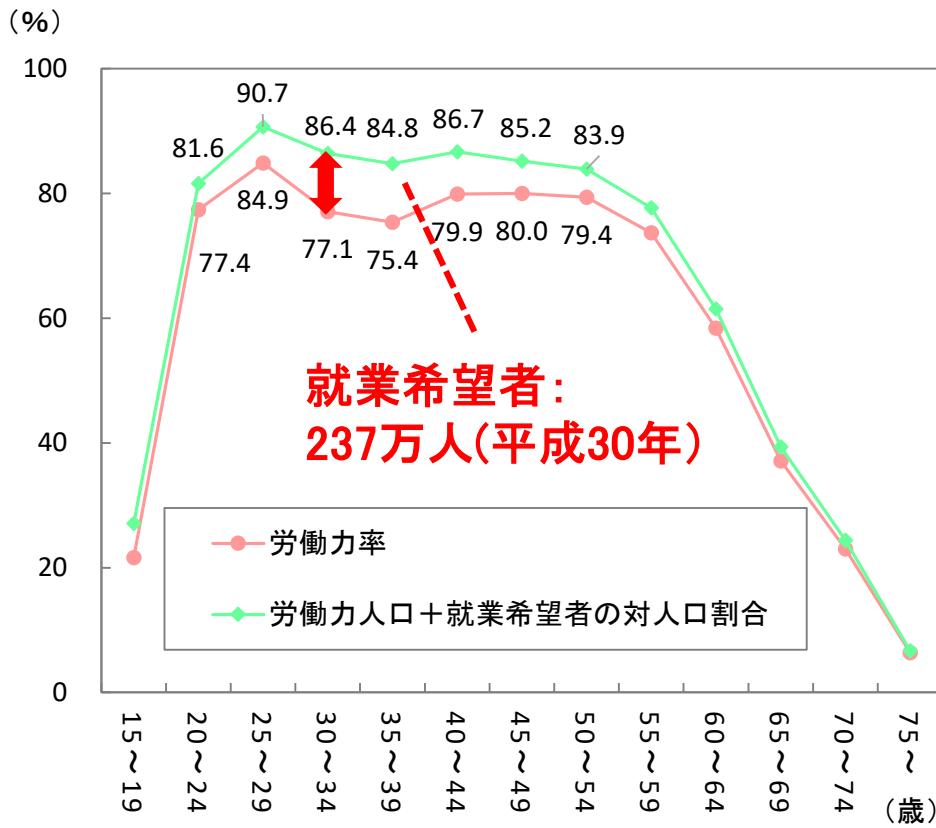
少子化・人口減少下で、「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札として女性活躍を推進。

## 就業希望者の現状、都道府県ごとの雇用の量・質の現状

我が国には、依然、237万人の就業希望の女性がいる。

就業率と正規雇用率は都道府県間ではばらつき。地域の実情に応じて、雇用の量と質の両方の向上が重要。

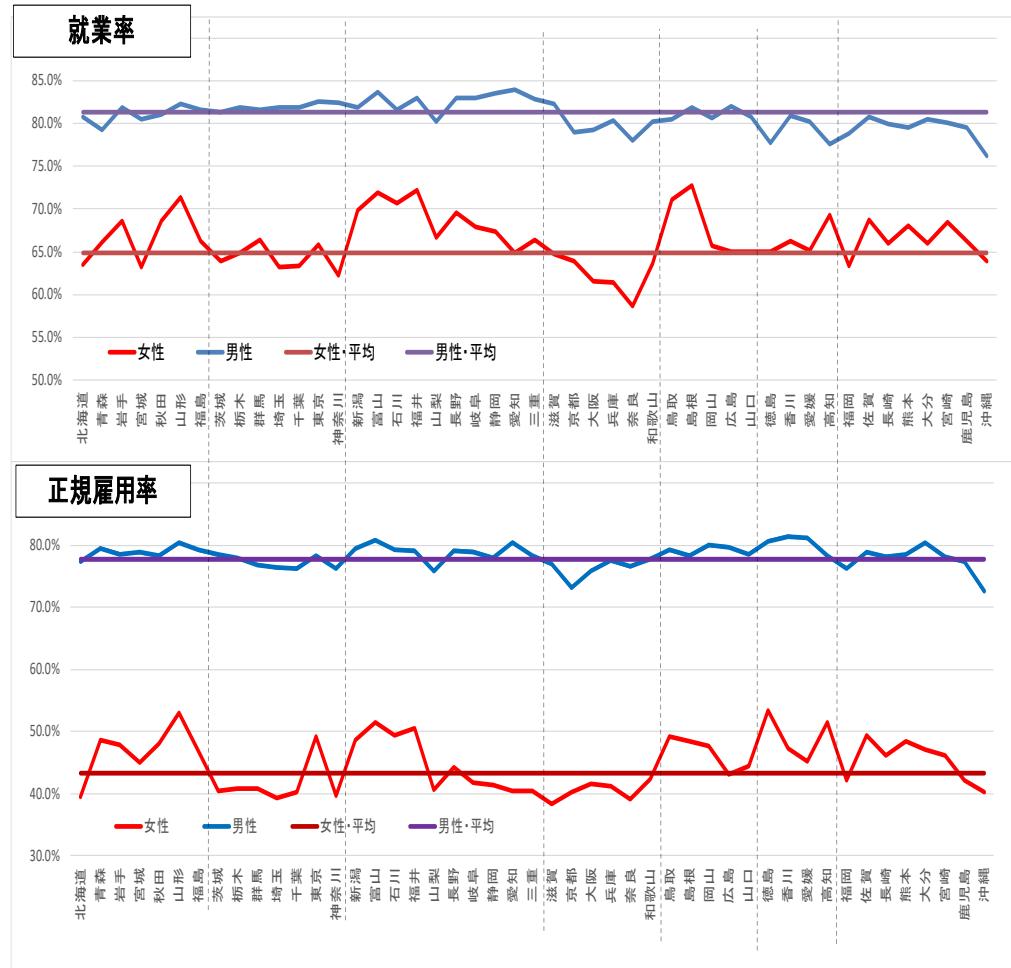
[我が国女性の年齢別労働力率の現状]



就業希望者：  
237万人(平成30年)

(備考)労働力人口+就業希望者の対人口比は、  
〔労働力人口〕+〔就業希望者〕)/「15歳以上人口」×100。  
(出典)総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

[都道府県別就業率・正規雇用率]



# 女性活躍加速のための重点方針2019の策定方針と主な事項例

- ★人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択ができる社会を目指す。
- ★女性が抱える問題を直視し、困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な社会の構築に正面から取り組む。
- ★少子化・人口減少下で、「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進。

## I 女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

### ○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

性犯罪・性暴力被害者支援、セクシャル・ハラスメントの根絶に向けた取組の推進、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援、加害者更生を含むDV対策の推進、DV対応と児童虐待対応との連携強化

### ○ 女性の健康支援

乳がん、子宮頸がん等を含むがん検診の更なる普及、生涯を通じた女性の健康保持への理解促進

### ○ 困難を抱える女性の支援

ひとり親家庭の支援、困難を抱える若年女性の支援

## III 女性活躍のための基盤整備

### ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

### ○子育て・介護基盤の整備

### ○多様な選択を可能とするための教育・学習の充実

### ○働く意欲を阻害しない制度等の在り方の引き継ぎの検討

## II あらゆる分野における女性の活躍

### ○地方創生における女性活躍の推進

第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の盛込

### ○経済分野における一層の女性活躍

女性活躍推進法の見直しの結果を踏まえた取組の推進、ESG投資等における女性活躍情報の活用状況の「見える化」推進、公共調達における加点評価の取組の着実な実施

### ○働き方改革と生産性・豊かさの向上

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、テレワークの推進、中高年女性の就業ニーズの実現

### ○政治分野における男女共同参画推進

地方議会における両立支援のための設備・規定の整備状況の調査等

### ○女性の参画促進・人材育成等

司法・行政分野、医療分野等における女性活躍推進、理工系女性人材の育成・支援、女性役員候補者の育成推進

### ○男性の家事・育児等の参画促進・育休取得促進

### ○国際的協調

G7、G20、APEC、国連等への積極参加・国内施策への取り込み強化

(参考資料・図表)

# 第2次安倍内閣発足時からの女性活躍の進捗

第2次安倍内閣以降、女性活躍の取組が急速に拡大。機運が高まり、国内外での連携・共鳴が広がっている。

## ○第2次安倍内閣以降の取組

- 「日本再興戦略」及びその改訂版に明記  
成長戦略の中核に女性の活躍を位置付け（2013年～）
- 「待機児童解消加速化プラン」の策定（2013年）
- 育児休業給付の充実（2014年4月施行）
- 「国際女性会議WAW！」を開催（2014年9月、2015年8月、2016年12月、2017年11月、2019年3月）
- 「女性活躍加速のための重点方針」の策定（2015年～）  
女性活躍の加速の観点を、各府省の概算要求等に反映することを目的として毎年策定
- 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定（2015年12月）  
男女共同参画・女性活躍推進に係る今後5年間の基本的な方向などを定めた法定計画
- 国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針の決定（2016年3月）
- 「女性活躍推進法」が完全施行（2016年4月）
- G7伊勢志摩サミットの首脳会合及び全ての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）（2016年5月）
- 「子育て安心プラン」の公表（2017年6月）
- 刑法の一部改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）（2017年7月施行）
- 国家公務員の旧姓使用の拡大（2017年9月）

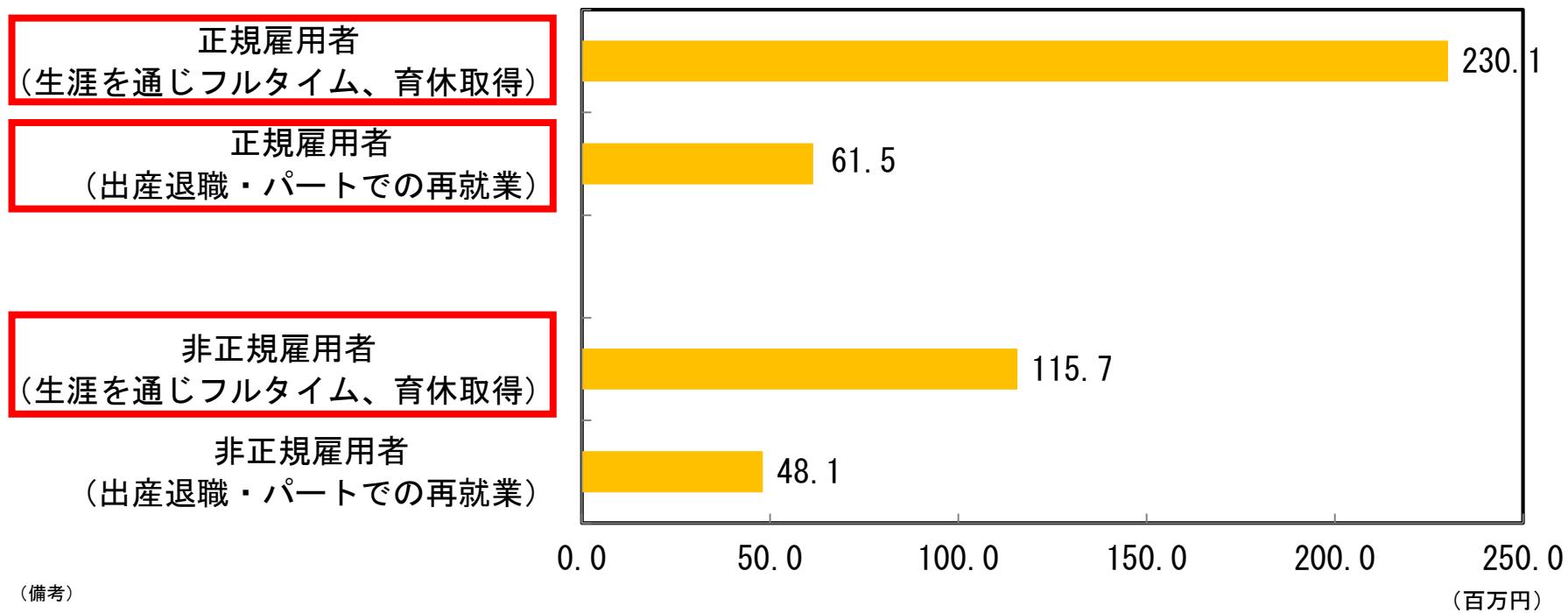
## ○内外への影響

- 女性の就業者数が6年で**288万人**増加（2012～18年）  
※就業者数は全体（男性・女性）で384万人増加。また、女性の生産年齢人口は減少しているが、女性の就業者数は6年連続で増加。
- 子育て期（25～44歳）の女性の就業率が上昇  
67.7%（2012年） ⇒ **76.5%**（2018年）
- 第1子出産前後の妻の継続就業率  
これまで4割前後で推移 ⇒ **53.1%**（2010～14年）
- 上場企業の女性役員数が2倍以上に増加  
630名（2012年7月） ⇒ **1,705名**（2018年7月）
- 民間企業（100人以上）の役職者に占める女性の割合が上昇  
係長級 14.4%（2012年） ⇒ **18.3%**（2018年）  
課長級 7.9%（2012年） ⇒ **11.2%**（2018年）  
部長級 4.9%（2012年） ⇒ **6.6%**（2018年）
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合が上昇
  - ・本省課室長相当職  
2.7%（2013年1月） ⇒ **4.9%**（2018年7月）
  - ・指定職相当  
1.6%（2013年1月） ⇒ **3.9%**（2018年7月）
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が行動宣言を公表（2014年6月）、賛同者も増加  
9名（2014年6月） ⇒ **233名**（2019年3月）
- UN Women が、ジェンダー平等を推進する世界の政治的トップリーダー10人に安倍総理を、世界のトップ大学10校に名古屋大学を選出（2015年6月）

# 生涯を通じた女性の社会参画

働き方ケース別の女性（大卒）の生涯所得を見ると、生涯を通じて、フルタイムの正規職で働いていた場合と比べ、  
・生涯を通じ、フルタイムで非正規で働いていた場合、半分以下にとどまる。  
・第1子出産とともにフルタイムの正規職を退職し、第2子が小学校に入学するタイミングでパートとして働いた場合、  
約4分の1にとどまる。

[女性の働き方ケース別生涯所得]



1. 久我尚子「大卒女性の働き方別生涯所得の推計」(2017) ニッセイ基礎研究所報Vol.61より作成。生涯所得は退職金額を含む。

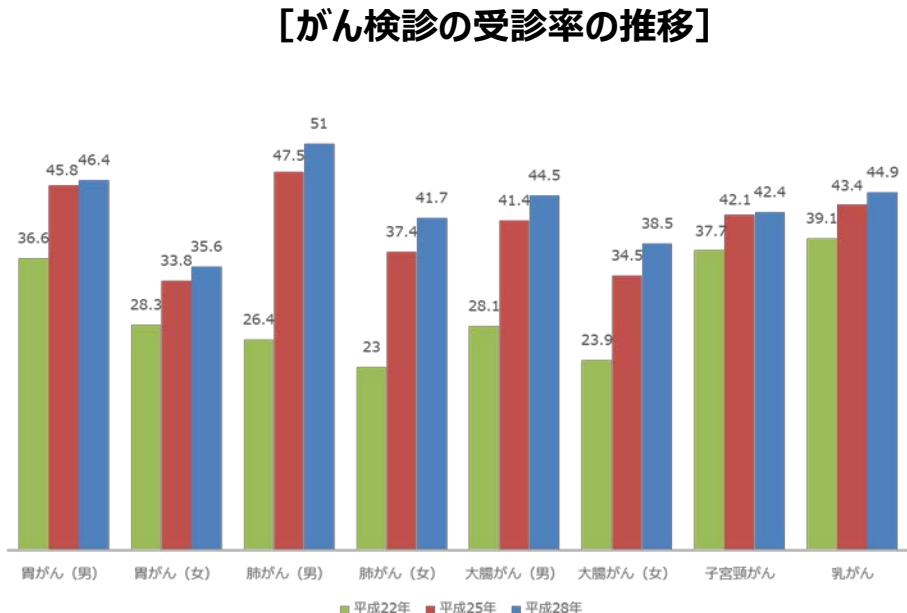
2. 図のいずれのケースも、大学卒業後、2人の子を出産(厚生労働省「人口動態統計」を参考に、第1子を31歳、第2子を34歳で出産すると仮定)

3. 育休所得をしたケースは、2人の子、それぞれにつき、育児休業を1年取得。フルタイムで同一企業に復職し、60歳で退職。

4. 出産退職のケースは、第1子出産時に退職し、第2子が小学校入学時に再就職し60歳で退職。

# 健康・医療分野における現状

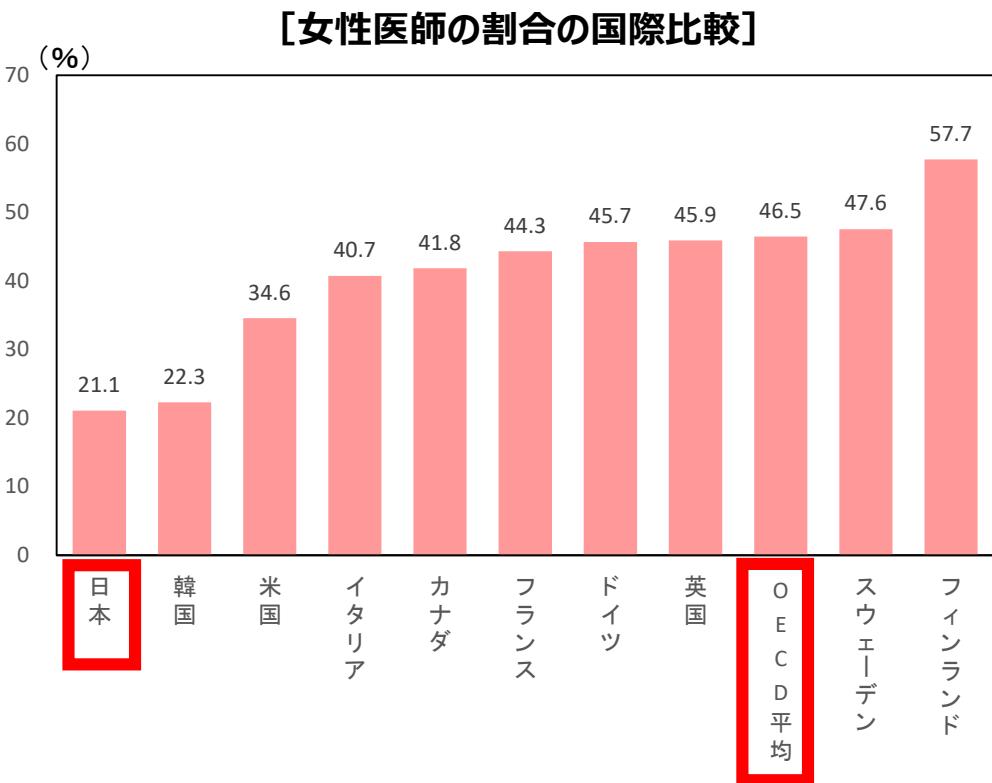
子宮がん、乳がん検診等、がん検診受診率は上昇しているものの、多くのがん種で目標値の50%には到達していない。



(備考)

- 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
- 子宮がん検診については、平成22年までは「子宮がん検診」、25年以降は「子宮がん(子宮頸がん)検診」として調査。
- 受診率は、「検診受診者数」／「世帯人員数(入院者除く。)」×100により算出。なお、対象年齢は、「胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診」が40～69歳、「子宮がん(子宮頸がん)検診」が20～69歳。
- 「子宮がん(子宮頸がん)検診、乳がん検診」の受診率は、過去2年間で対象は女性、それ以外の受診率は過去1年間。
- 第3期がん対策推進基本計画では、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診受診率の目標値を50%と設定。
- 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

我が国の女性医師の割合は、OECD諸国平均の半分程度にとどまる。



(備考)

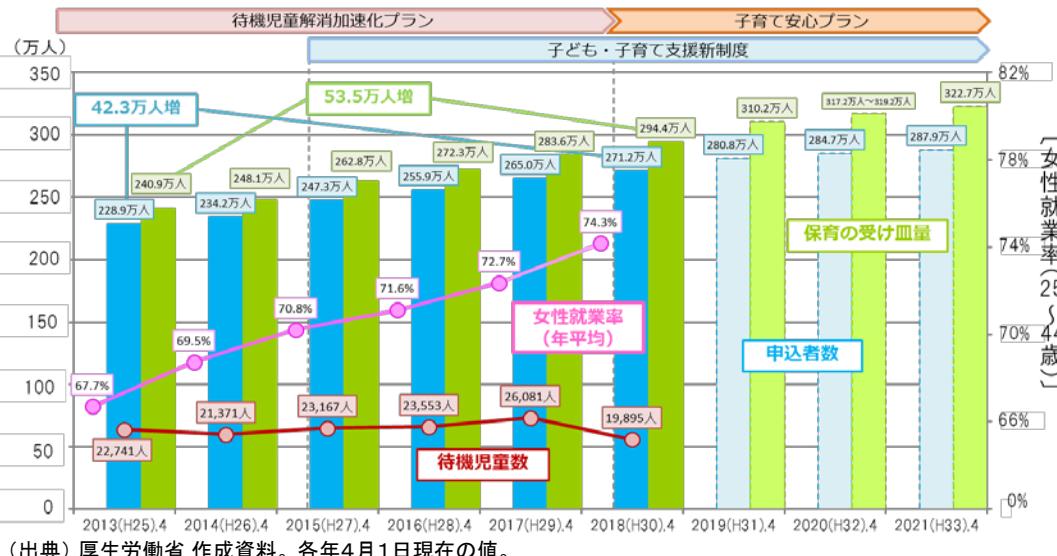
- 日本は厚生労働省「平成28年 医師・歯科医師・薬剤師調査」、その他はOECD“OECD Health Statistics 2017”より作成。
- スウェーデン、米国は2014(平成26)年、日本は2016(平成28)年、それ以外は2015(平成27)年の値。

# 子育て基盤の整備、男性の育休取得

2013年からの5年間で53.5万人分の保育の受け皿が整備され、待機児童数は、2018年に、10年ぶりに2万人を下回った。今後、2020年度末までに、政府目標の32万人分の受け皿整備を行うためには人材確保が課題。

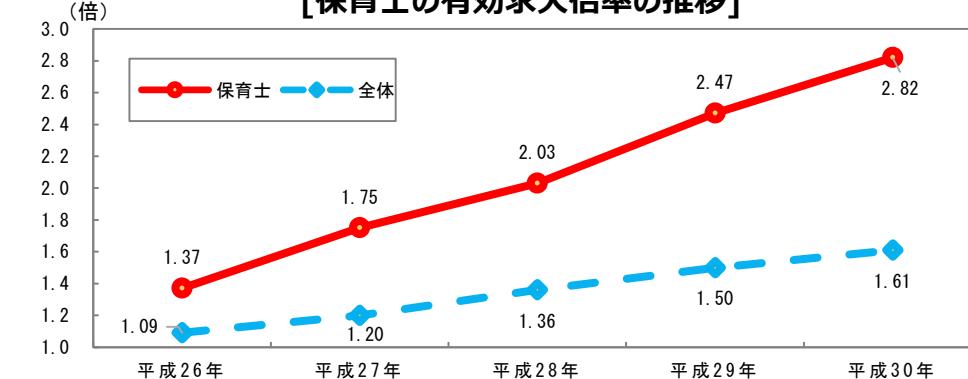
男性の育休取得率は、トレンドとして増えては来ているものの、平成29（2017）年度に民間企業で約5%、国家公務員で10%にとどまる。

## 【保育所等待機児童数と保育所等利用定員】



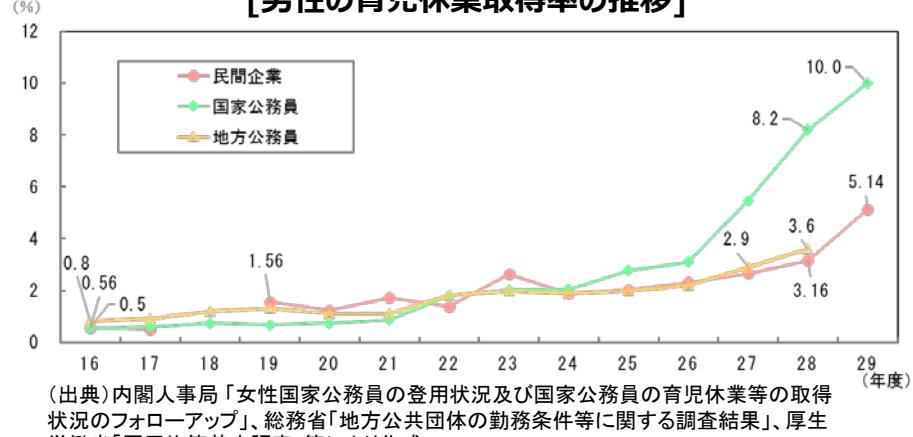
(出典) 厚生労働省 作成資料。各年4月1日現在の値。

## 【保育士の有効求人倍率の推移】



(出典) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
2. 保育士の数値はパートタイムを含む常用、全体の数値はパートタイムを含む一般(常用及び臨時・季節)。

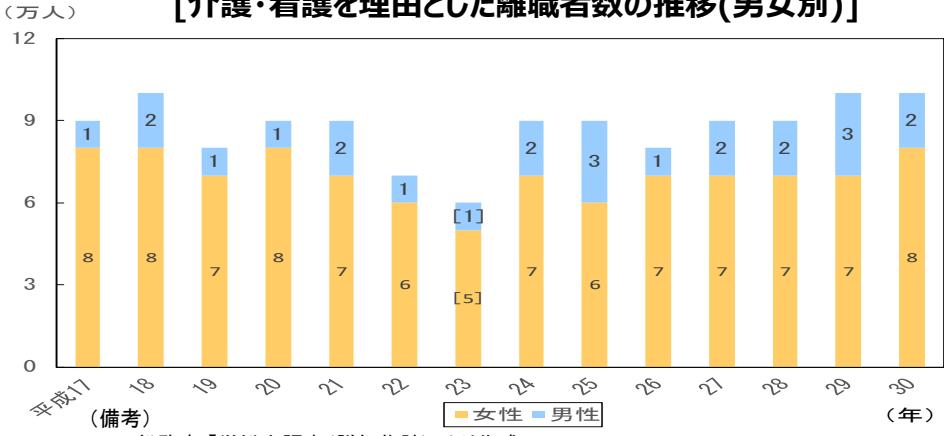
## 【男性の育児休業取得率の推移】



(出典) 内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」、厚生労働省「雇用均等基本調査」等により作成。

介護・看護を理由とした離職者数は、平成30年においても、依然、約10万人あり、内8万人が女性。

## 【介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)】



1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。

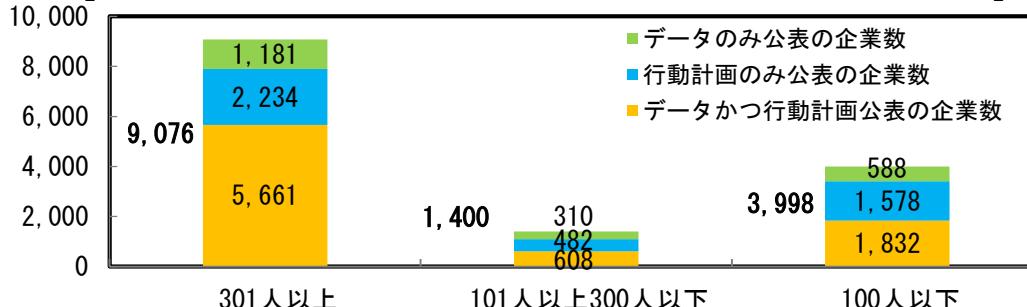
3. 平成23年の数値(□表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

# 女性活躍の「見える化」、公共調達を通じた取組の現状

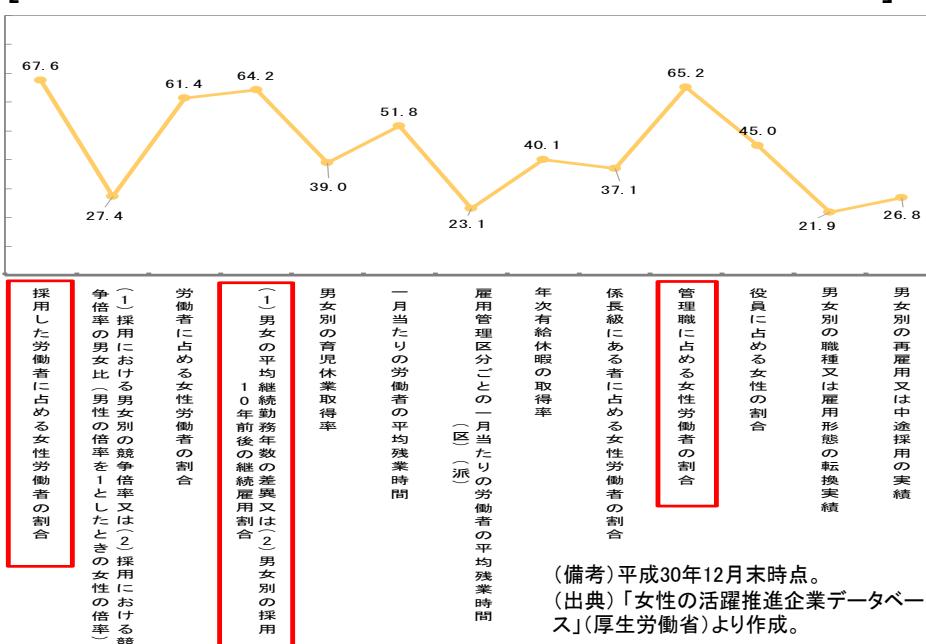
「女性の活躍推進企業データベース」で情報公表している14,474社の内、女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報・行動計画とも公表している企業は半数強。

データベースでの情報公表項目としては、採用割合、管理職割合や勤続年数に関するものが多い。

[企業規模別・公表状況別「女性の活躍推進企業データベース」登録企業数]

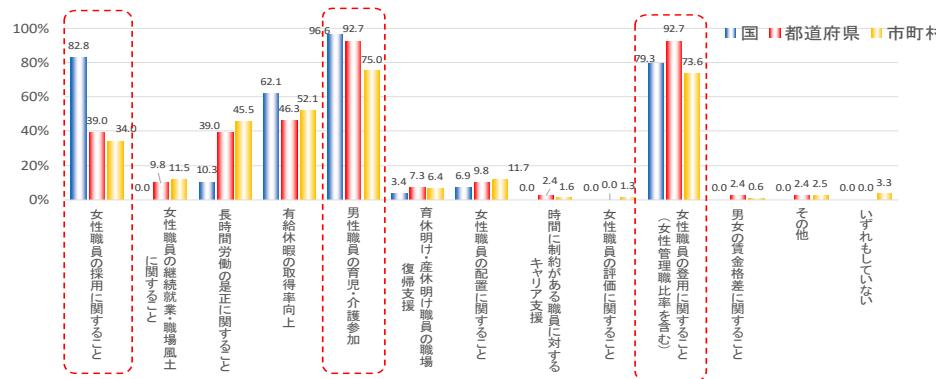


[公表項目別「女性の活躍推進企業データベース」における情報公表状況]



公務部門においても、目標設定は、女性職員の登用、採用に係る取組を行っている割合が高いほか、男性職員の育児・介護参加についても高い。

[国、都道府県、市町村の数値目標の設定状況 (平成30年内閣府調査結果)]



(出典) 女性活躍推進法公務部門に関する検討会・報告書(「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」)より作成。

公共調達を通じた取組は女性活躍推進法施行以降進展。しかし、依然、取組対象調達全体に占める割合は、件数ベースで24%。

[公共調達における受注機会増大の取組状況]

	平成26年度	平成28年度		平成29年度
		金額	件数	
国	10億円	6,200億円(14.5%)	9,300億円(24.3%)	
独立行政法人等(注)	—	8,500件 (19.5%)	—	8,400件 (24.2%)
計	—	—	—	3,900億円(34.3%)
	10億円	6,200億円	1兆3,200億円	4,800件 (48.3%)
				1万3,200件
				12

→ 女性活躍推進法に基づく新たな取組を開始

(注) 独立行政法人等については、平成26年度及び平成28年度の取組状況を把握していない。

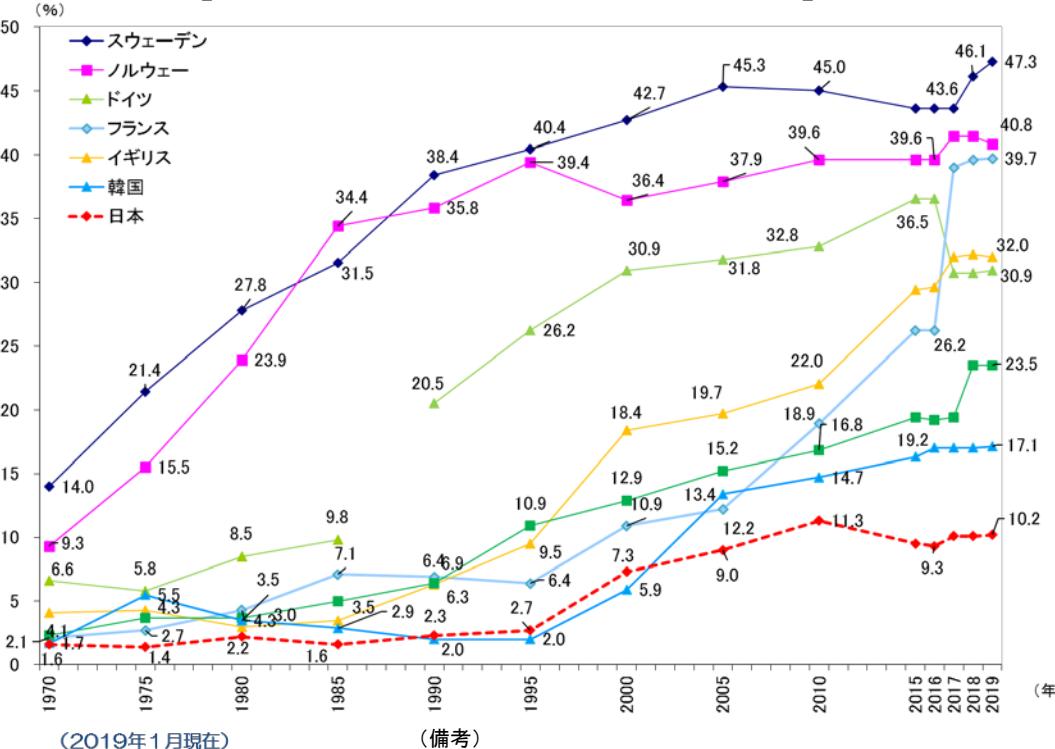
(出典) 第56回男女共同参画会議・資料2-3より作成。

# 政治分野における現状

我が国の政治分野における女性の参画は、国際的にみて遅れている。

女性議員ゼロの議会も、依然、町村議会の3分の1を占める。

[諸外国の国会議員に占める女性割合の推移]



(2019年1月現在)

(備考)

- IPU資料より作成。調査対象国は2019年1月現在193カ国。
- 一院制又は下院における女性議員割合。
- ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

国名	順位	割合
スウェーデン	5	47.3
ノルウェー	14	40.8
フランス	16	39.7
イギリス	39	32.0
ドイツ	47	30.9
アメリカ	78	23.5
韓国	121	17.1
日本	165	10.2

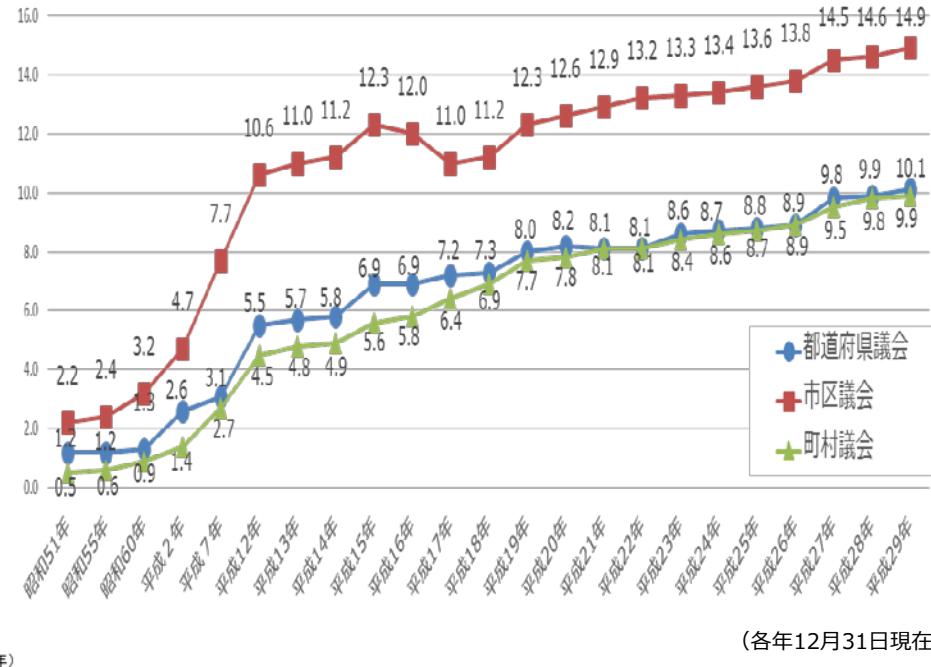
二院制の場合は下院の数字

(参考)

下院又は一院の女性割合の世界平均は24.1%上院は24.1%

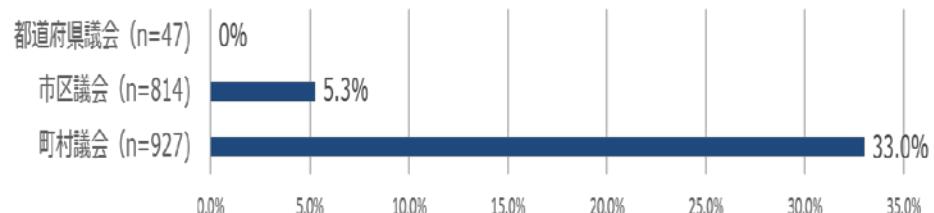
\* 日本の衆議院議員に占める女性の割合の最新値は10.2%(2019年2月5日現在)

[地方議会議員に占める女性の割合]



(各年12月31日現在)

[女性議員ゼロの団体の割合(平成29年12月31日時点)]



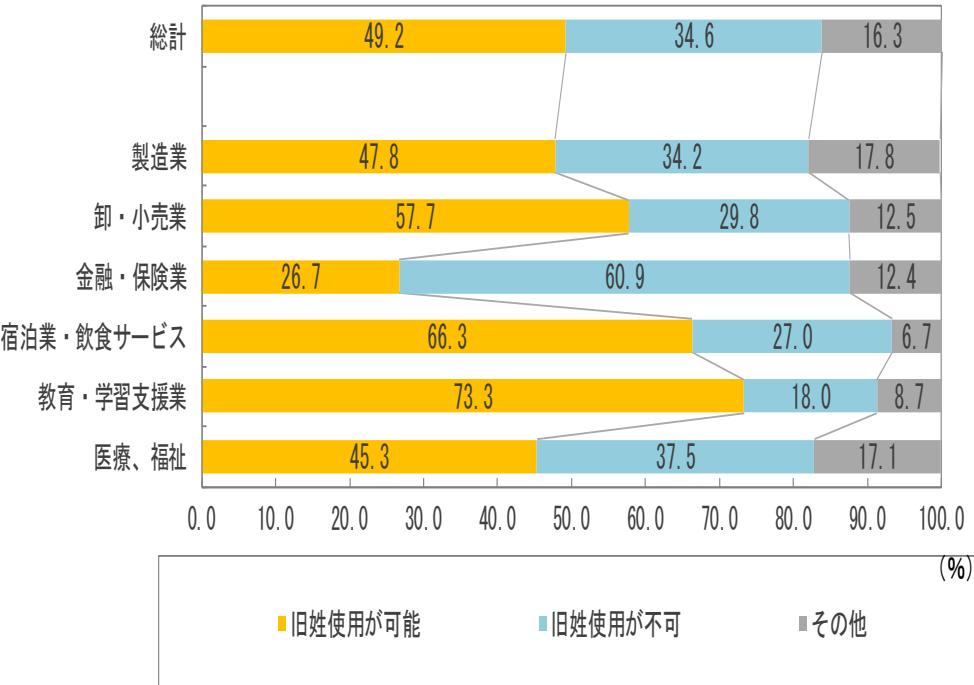
(備考)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」より、内閣府にて集計。

# 女性活躍のための基盤、男女共同参画と防災

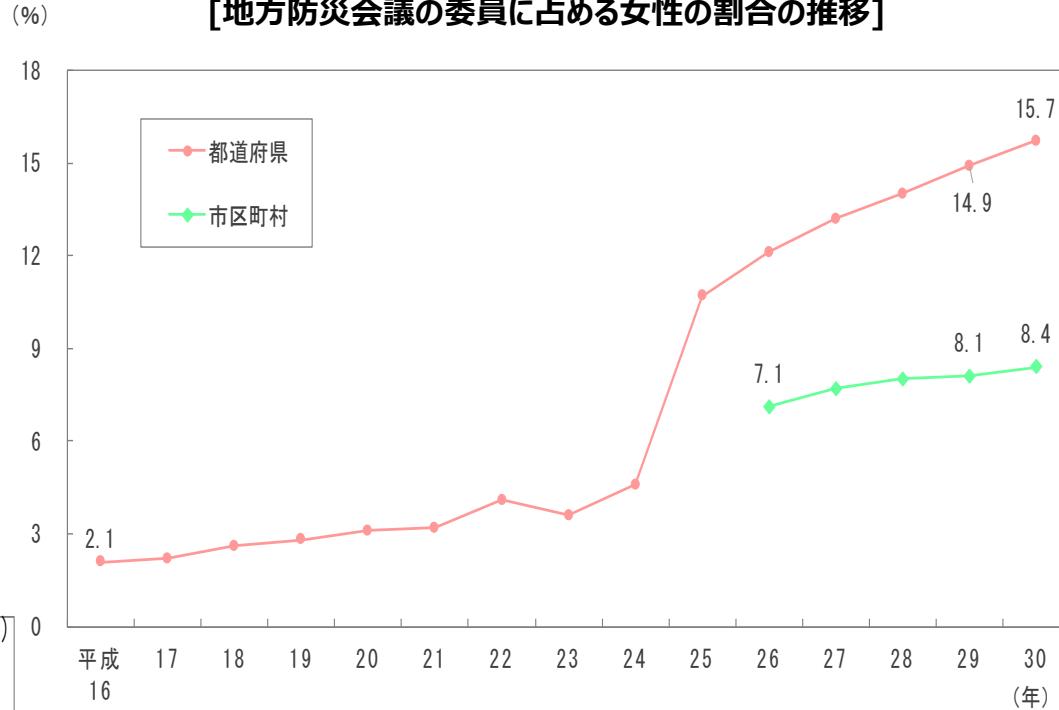
旧姓使用を認める企業割合は業種ごとにかなりのばらつき。女性の就業割合が高い業種においても、旧姓使用を認めている割合が低いものもある。

防災に関する女性の参画は増えては来ているものの、都道府県で16%、市区町村で8.4%。

[旧姓使用の状況（業種別）]



[地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移]



(備考)

- 内閣府委託調査「旧姓使用の状況に関する調査」(平成29年3月)より作成。
- 常用雇用者10人以上の4695社に対する調査結果。「総計」は、図示した6業種の他「鉱業、採石業、砂利採取業」等の10業種の総計に占める割合。
- 表中「旧姓使用が可能」は、「旧姓使用を認めている」、「条件付きで旧姓使用を認めている」の合計。表中「旧姓使用が不可」は、「これまでの旧姓使用を検討したことなく、旧姓使用も認めていない」、「旧姓使用を認めていないが、過去に旧姓使用を検討したことがある」、「旧姓使用を認めていないが、旧姓使用について検討を行っている」の合計。

(備考)

- 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
- 原則として、各年4月1日現在。
- 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県、宮城県、福島県の一部、平成24年値には、福島県の一部が含まれていない。

# 女性に対する暴力の根絶について

## 第4次男女共同参画基本計画 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して、迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。

### 施策の実施

#### 具体的な取組（主なもの）

※ 赤字部分は、重点方針2018等に新たに盛り込んだもの

##### 1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力の実態を的確に把握できるデータの在り方の検討
- ・広報・周知の充実
- ・支援に携わる職務関係者に対する研修等の充実

##### 2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・被害者への支援の拡充
- ・関係機関・民間団体等との連携協力の推進
- ・地域社会内の加害者更生プログラムの今後の在り方の検討
- ・改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討
- ・婦人保護事業の在り方の検討

##### 3. ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の支援ニーズに応じた、切れ目のない被害者支援の推進
- ・「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施
- ・ストーカー加害者更生に関する取組の実施

##### 4. 性犯罪への対策の推進

- ・刑法改正法附則に基づいた性犯罪に関する各種施策の在り方の3年後検討に向けた調査等の実施
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化
- ・犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実化
- ・薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発をはじめとする適切な対応

##### 5. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(若年層を対象とした性的な暴力の根絶)

- ・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の根絶に向けた施策の総合的な推進
- ・若年層の性的搾取に係る相談支援の在り方の検討
- ・若年被害女性等に対する居場所の確保及びアプローチの仕組みに関する検討

##### 6. 売買春への対策の推進

- ・関係法令の厳正な運用と取締りの強化
- ・売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実

##### 7. 人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

##### 8. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など、雇用・教育・スポーツ分野等の場における防止対策の推進
- ・研修の充実や通報窓口の整備などセクハラ防止に関する「緊急対策」に基づく取組の推進

##### 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・メディアリテラシー向上のための取組の促進
- ・自主規制等の取組の推進

## 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

★は政策領域目標を示す。

### 【成果目標】

項目	計画策定時	最新値	参考値(注1)	成果目標(期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)	男性:26.9% 女性:57.6% (平成29年)	—	男性:30% 女性:70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性:30.4% 女性:34.3% (平成26年)	男性:69.2% 女性:73.7% (平成29年)	—	男女とも70% (平成32年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	110か所 (平成30年12月)	125か所	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 (平成27年11月)	47か所 (47都道府県) (平成30年10月)	38都道府県	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

(注1) 計画策定時から成果目標の期限に向けて直線的に進捗すると仮定して計算した場合の「最新値」の時点における値。

### (参考指標)

項目	計画策定時	最新値		
		男女別数値	男女合計	
配偶者暴力防止法の認知度(男女別)	男性 80.1% 女性 82.0% (平成26年)	男性 88.9% 女性 87.3% (平成29年)	88.0% (平成29年)	
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	66.5%(平手で打つ) 58.2%(なぐるふりをして、おどす) (平成26年)	「平手で打つ」 男性 73.0% 女性 71.9% 「なぐるふりして、おどす」 男性 59.1% 女性 61.8% (平成29年)	「平手で打つ」 72.4% 「なぐるふりして、おどす」 60.5% (平成29年)	
交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)	男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	60.4% (平成26年)	
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	102,963件 (平成26年度)	男性:2,028件 女性:104,082件 (平成29年度)	106,110件 (平成29年度)	
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数*	59,072件 (平成26年)	男性:12,440件 女性:60,015件 (平成29年)	72,455件 (平成29年)	
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額	177,647,627円 (平成26年度)	—	210,040千円 (平成29年度)	
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	786市町村 (平成27年9月)	—	1,093市町村 (平成30年10月)	
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数	4,366件 (平成25年度)	—	3,214件 (平成28年度)	
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数	3,125件 (平成26年)	—	2,293件 (平成29年)	
犯罪件数	強制性交等の認知件数	1,250件 (平成26年)	男性 15件 女性 1,094件 (平成29年)	1,109件 (平成29年)
	強制わいせつの認知件数	7,400件 (平成26年)	男性 200件 女性 5,609件 (平成29年)	5,809件 (平成29年)
	性的虐待事件の検挙件数	150件 (平成26年)	—	169件 (平成29年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	1,828件 (平成26年)	—	2,413件 (平成29年)
	売春防止法違反検挙件数	817件 (平成26年)	—	460件 (平成29年)
	人身取引事犯の検挙件数	32件 (平成26年)	—	39件 (平成29年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	7,505人 (平成27年)	—	8,859人 (平成30年)	
児童相談所における性的虐待相談対応件数	1,520件 (平成26年度)	—	1,537件 (平成29年度)	
婦人相談員の設置数	1,295人 (平成26年度)	—	1,447人 (平成29年度)	

都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュ アル・ハラスメントに関する相談件数	11,289件 (平成26年度)	-	6,808件 (平成29年度)
---	---------------------	---	--------------------

\* 計画策定後、所要の修正を行ったもの